

1. <施策の概要>

基本理念	安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり	統括課	総務部 総務課
基本方針	コミュニティー・地域福祉		
施策名	コミュニティー	関連課	総務部 企画調整課
方針・目標等	◆自治会活動がしやすい環境の整備 ◆地域力の強化 ◆全ての小学校区で多目的利用施設を確保		
実施内容	◆小学校区単位での防災や防犯の取り組み ◆集会所等の管理委託及び維持修繕 ◆コミュニティー拠点の確保		

2. <指標の設定>

重点	指標名	単位	他団体比較		算式・引用等			
			団体名	実績/年度				
①	○ 小学校区別多目的施設整備率	%			整備済校区数/小学校区数			
②	○ 自治会加入率	%	京田辺市	87.0	24	総務課調べ		
③	集会所数(区立を除く)	か所	本津川市	29	24	総務課調べ		
④	精華町コミュニティーホール稼働率	%				利用時間実績/利用可能時間		
⑤								
			H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(試算)	H26(試算)
①	目標		80	80	80	80	80	80
	実績		80	80	80	80		
②	目標		-	-	88.0	88.0	90.0	90.0
	実績		87.7	87.6	85.1	85.6		
③	目標		38	38	38	38	38	38
	実績		38	38	38	38		
④	目標		-	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	実績		61.7	66.1	58.2	60.4		
⑤	目標							
	実績							

3-1. <指標から読み取れる成果と課題>

・各自治会の活動が、防犯や防災など地域力の向上につながり、住みよいまちづくりを進めることができた。また、各自治会での加入勧誘等の活動により、自治会加入率は若干上向いた。その一方で、社会情勢が変化中、現状の加入率維持の他、特に加入率の低い自治会での方策の検討が必要である。・活発な自治会活動の拠点として、各集会所が機能したが、集会所の耐用年数等を考えると、今後は計画的な建替え計画と財源確保が課題となる。・精華町コミュニティーホールについては、平成18年度の指定管理者制度導入以降、比較的高い稼働水準を維持することができている。引き続き、住民に利用しやすい施設としての運営に努める必要がある。

3-2. <住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点>

・他団体における集会所の建設では、国や府の補助金の確保を前提として助成する事例が多く見られる。また、助成限度額を設ける団体も多数見られ、本町と同様に地元において財源が確保できた場合のみ建て替えている事例が多い。・京都市では、自治会加入率向上を目指し自治会加入を奨励・推進する条例が制定された。一方で条例等に頼らず、「共助」の精神に基づく防災・防犯や地域福祉等の活発な自治会活動により高い加入率を維持する自治会も存在する。・自治会連合会の発足に伴い、自治会を通じた町政推進のシステム構築が課題である。・広域的なコミュニティーの形成に向け、住民が多目的に使用できる施設が未整備の山田荘小学校区では施設整備の強い要望がある。

4-1. <施策を構成する事業>

重点	部門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 <単位：千円>					
		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(予算)	H26(試算)
1	○ 総務課	14,189	11,001	12,673	11,779	11,702	11,445
	○ 集会所管理事業	12,050	8,714	7,435	6,334	6,257	6,000
	一般事業 73	12,050	8,672	6,824	6,334	6,257	6,000
2	企画調整課	3,479	4,829	4,881	3,599	3,658	3,658
	コミュニティーホール運営事業	1,136	1,200	2,037	1,269	1,328	1,328
	一般事業 77	1,136	1,200	2,037	1,269	1,328	1,328
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・集会所建設事業では、精華町新築等費用分担金徴収条例の見直しと精華町地区集会所の新築等費用分担金減免要綱の制定により、地元負担が軽減され、集会所の建替え要望が増加することが見込まれる。一方、設計業務や建設事業に伴う財源の確保がこれまで以上に必要になる可能性がある。 ・コミュニティーホール運営事業は、指定管理者制度の導入以降、施設の稼働率については、指定管理者導入前に比べると高い水準を保っている。使いやすい施設として運営するため、既設備品や空調設備等の経年劣化による不具合に対応していく必要がある。また、平成26年度以降の賃貸契約関係については、家主であるUR都市再生機構と協議を進める。

5. <施策の今後の方向性>

・まちづくりの基礎単位である自治会を育成しながら、小学校区単位のコミュニティー圏域の形成を醸成する。平成25年度には、自治会連合会において、先進地の視察研修を予定している。
 ・小学校区単位でのコミュニティー圏域における活動拠点の構築が必要とされた際には、現状の各自治会集会所の位置付け、あり方について検証が必要となる。
 ・自治会の活動領域拡大を目指し、自主防災組織や小地域福祉委員会、防犯委員等の組織発足を支援する。
 ・住民主体のまちづくりに向けて、財源の確保などを考慮しながら、広域コミュニティー施設の確保実現に向け検討を進める。
 ・公共的活動団体の支援を進めるため、公共施設利用促進の制度創設など全庁的な検討を進める。